

とに周囲からの相談に適切に対応するなど一定の波及効果が得られているものと考えられた。

また、単なる業務の遂行だけでなく、業務展開のための計画策定や業務の質の維持・向上のためにも、研修の成果が生かされている現状も伺える。

本院を受講した研修生は、研修受講で動機付けされ、その後も業務に取り組むための学習を継続していることが伺われる。これら研修修了生は各自治体で他の職員を指導する中堅職員として活躍しており、今後も、フォローアップサービスを提供していきたい。

一方、課題としては、予算面等から1ヶ月間参加できない中核市等の自治体の監視員の研修、テーマ別の研修の実施等が課題である。継続的に参加している自治体とほとんど参加していない自治体があることから、全国同じレベルの食品衛生監視が行われているのか、疑問が残る。ほとんど参加していない自治体のレベルの底上げを今後真剣に考えていかなければならないと考える。なお、本研修は今度のリーダー的立場の監視員の養成であるが、一部の自治体からは、食品衛生監視員の初級研修を希望する声もあったが、現在の本院に食品衛生担当者が1名だけでは対応は無理である。

指導的立場の職員の計画的な養成とその位置づけが行政の質の高いサービス提供には重要であることから、自治体での人事管理と本研修が何らか形でリンクされることが望ましいと考えられる。

食品の安全性の確保は営業者の責務であるが、営業者の食品安全コントロールシステムの検証、効果的な監視指導、計画的な収去検査の実施、食品由来疾患の発生・食品汚染事故等緊急時の対応、食品事業者の自主的な衛生管理の推進を支援する活動王、立ち入り検査時に違反を発見した場合の対応等、様々な分野で自治体の食品衛生監視員による実効的・機能的な活動が求められている。それらを実現するには食品衛生監視員の資質の向上が不可欠であり、その資質向上のための研修の重要性は全国食品衛生主管課長連絡協議会などから従来から指摘されている。しかし、食品衛生監視員向けの体系的な研修システムが確立されていないだけでなく、食品衛生監視員を本院に研修のために派遣できない自治体も少なくないなど研修の必要性の認識が十分とは言えない。その一方、現状でも毎回定員を上回る受講生が参加しており、都道府県等の要望を踏まえ、これ以上研修を充実させるためには職員を増員しなければ対応は困難である。

(6) 住まいと健康研修

(H18年6月12日～7月7日の4週間、定員20名、受講者27名・派遣元26自治体、

回答率はA版（共通調査票・派遣元回答）が69%、A'版（共通調査票・受講者回答）が89%、B版（個別調査票・受講者回答）で78%

1. 結果と考察

① 共通調査票（A版およびA'版）

派遣元による今後の派遣意向（「是非派遣したい」56%）、受講者の受講勧奨意向（「強く勧めたい」56%）については、一定の評価を得たものと考えられる。自由記載欄の回答からは、シックハウス等の相談業務には専門的知識が不可欠と認識されていると同時に、自治体間で取り組みの幅に差がある本業務では全国的動向を知ることが重視していることがうかがえ、この評価の主な要因と考えられる。一方、「研修が現在の職務遂行に役立っているか」の設問については、若干の否定的回答も含まれていた。これらはすべて、異動したために「現在の職務遂行には活かさない」という回答である。「住まいと健康」が他の業務と異なる専門的知識を必要としているが、本業務が環境衛生行政の幅広い分野の一つに位置づけられ短期間での異動もあることから、個人レベルの研修成果を超えた組織的蓄積が必要であることを示唆している。

② 個別調査票（B版）

2年前の研修であるが、受講者の4割が異動によって「住まいと健康」に関する業務を担当していなかった。異動が避けられないとすれば、伝達講習等による知識や技術の組織的な蓄積が重要であるが、伝達講習会の開催など資料と口頭による説明は6割以上でなされていた。本研修での全体的な学習成果の業務への活用状況では「活かしている」ものが6割であり、異動者を含めた回答であることから考えれば、一定の評価を得たものといえよう。これに関連する自由記載によると、「住居衛生の相談対応」「保健所が実施する講習会」への活用が多数を占める一方で、「一つの分野について深く学んだことで他分野での応用が可能」といった公衆衛生活動についての普遍的な判断や行動への活用を評価するものも見受けられた。ただし、具体的な演習成果物や受講者間ネットワークについては「活かす機会がない」とする回答も多く、対応が必要である（後述）。

「住まいと健康」「建築物衛生」の両研修では、これまで前者を3年に2回、後者を3年に1回のローテーションで開催してきた。この開催方法についての意見を問うたところ、「両研修の統合による毎年開催」とすべきとの回答が43%、「それぞれを隔年開催」が38%を占めた。

2. 課題と今後の方針

① 短期的課題

演習で作成した成果（「住民向け講習会等の教材」と「新規事業提案書」）が、業務

に活かす機会がないという指摘が少なくなかった。自由記載から判断すると、とくに「新規事業提案書」の活用感がないものと考えられ、演習課題（獲得目標レベル）の再検討を図り次年度から実施する。また、受講者間のネットワークを業務に活かす機会が少ないことについては、年数の経過とともに受講者の業務内容に変化が生じれば、機能低下は避けられない。メーリングリストの管理方法の検討など技術的工夫を考える一方、やや長期的な対応となるがフォローアップのための遠隔研修の活用などを検討する。

② 長期的課題

「住まいと健康」と「建築物衛生」の統合開催、あるいは分離の場合のローテーションについては、住居に関する保健師と環境衛生監視員の共修、連携の必要性和関連する。今回の回答・意見も参考にしながら、検討することとしたい。

(7) 建築物衛生研修

(H19年6月4日～6月22日の3週間、定員20名、受講者22名・派遣元20自治体、回答率はA版（共通調査票・派遣元回答）が75%、A'版（共通調査票・受講者回答）が73%、B版（個別調査票・受講者回答）で59%）

1. 結果と考察

① 共通調査票（A版およびA'版）

派遣元による今後の派遣意向（“是非派遣したい”53%、“派遣したい”47%）、受講者の受講勧奨意向（“強く勧めたい”31%、“勧めたい”69%）については、本コースに対しての評価を得たものと考えられる。

自由記載欄の回答からは、“幅広く専門的な知識と技術を習得できるため、実務現場で、種々の視点から相談に対応でき、適切に指導を行える。また、同じ職務の者への適切なアドバイスができる。”や、“特定建築物等の立入検査指導において、最新の情報等を提供することで高い評価を得ている。”など、本研修により専門知識および最新情報を習得することが日常の業務に有効であることが窺え、以上の評価の主な要因と考えられる。

一方、「本研修は役に立っているか」との設問については、約3割が“役に立っていない”または“全く役に立っていない”と回答した。これらはすべて、“異動になった”ためであり、“生かす機会がない”結果である。この結果は、「建築物衛生」が他の業務と異なる専門的知識を必要としていることおよびその業務が環境衛生行政の幅広い分野の一つとして位置づけられている現状を反映したものであり、個人レベルの研修成果を超えた組織的蓄積と継承が必要であることを示唆している。